

(第1条関係)寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
<u>(扶養手当)</u>	<u>(扶養手当)</u>
第7条 (略)	第7条 (略)
2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。	2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。
<u>(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>	(削る)
<u>(2)～(6) (略)</u>	<u>(1)～(5) (略)</u>
3 扶養手当の月額は一、 、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。	3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで、 のいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、 とする。
4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に <u>特定期間</u> にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、 にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に <u>当該期間</u> にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
(加える)	5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
第8条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。	第8条 削除
<u>(1) 新たに扶養親族としての要件を具</u>	

備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職、免職又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職、免職又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第8条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の11.8を乗じて得た額とする。

～略～

(管理職員特別勤務手当)

第15条の2 次条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、次条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間 _____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 _____

(地域手当)

第8条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の12.45を乗じて得た額とする。

～略～

(管理職員特別勤務手当)

第15条の2 次条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、次条に規定する管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の _____午前5時までの間 (週休日等に含まれる時間を除く。) _____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 (前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に

_____とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額) (2) (略) ～略～ (定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外) 第18条の3 第5条第5項から第11項まで、第7条、第8条及び第8条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。 ～略～	100分の150を乗じて得た額)とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 _____ _____ _____ _____ (2) (略) ～略～ (定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外) 第18条の3 第5条第5項から第11項まで、第7条 _____及び第8条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。 ～略～
--	--

(第2条関係)寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第18条 (略) 2・3 (略) 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、当該額に<u>100分の11.8</u>を乗じて得た額を加算した額とする。	(パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第18条 (略) 2・3 (略) 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、当該額に<u>100分の12.45</u>を乗じて得た額を加算した額とする。

(附則第3項関係)寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～

(給与条例の適用除外等) 第8条 寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第7条、<u>第8条、第8条の3</u>並びに第16条第1項及び第2項の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2・3 (略) 4 給与条例第7条、<u>第8条</u>及び第8条の3の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。 ～略～	(給与条例の適用除外等) 第8条 寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第7条、<u>第8条の3</u>並びに第16条第1項及び第2項の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2・3 (略) 4 給与条例第7条 _____ 及び第8条の3の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。 ～略～
--	--

(附則第4項関係)地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～ (地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第15条 (略) 2 令和3年改正法<u>附則第9条第2項</u>に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(令和3年改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第6項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される寒川町一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 3～6 (略) 7 新給与条例第18条第1項の職員に暫定	～略～ (地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第15条 (略) 2 令和3年改正法<u>附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(令和3年改正法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項、次項及び第6項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される寒川町一般職の職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。 3～6 (略) 7 新給与条例第18条第1項の職員に暫定

再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び<u>地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項に規定する令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員</u>(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 8 新給与条例第5条第2項から第11項まで、第7条、<u>第8条</u>及び第8条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 ～略～	再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び<u>令和3年改正法附則第9条第6項</u>に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。 8 新給与条例第5条第2項から第11項まで、第7条 _____ 及び第8条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 ～略～
--	---

改正附則

現行	改正案
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> <u>(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)</u> 2 <u>施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の寒川町一般職の職員の給与に関する条例</u> <u>(以下「改正後の給与条例」という。)</u> 第7条の規定の適用については、 同条第2項中「(5) <u>心身に著しい障害がある者</u>」とあるのは、 「(5) <u>心身に著しい障害がある者</u> (6) <u>配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u>」と、 同条第3項中「<u>13,000円</u>」とあるのは、 「<u>11,500円</u>」と、「とする」とあるのは 「、前項第6号に該当する扶養親族につい

ては3,000円とする」とする。

（寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 3 寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年寒川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、第8条、第8条の3」を「、第8条の3」に改め、同条第4項中「、第8条」を削る。

（地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- 4 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年寒川町条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第15条第2項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改め、同条第7項中「地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項に規定する令和3年改正法附則第9条第2項」を「令和3年改正法附則第9条第6項」に改め、同条第8項中「、第8条」を削る。